パブリック事務所の現在 公設事務所運営特別委員会連載

せらぴゅーていっくな法律事務所一多摩パブリック後編一

公設事務所運営特別委員会委員 弁護士法人多摩パブリック法律事務所 芝崎 勇介 (66 期)

誰のものでもないものとしての価値?

私が東京パブリック法律事務所(東パブ)から巣立 って、法テラスのスタッフ弁護士として赴任する頃、 同じく北千住パブリック法律事務所(北パブ)から 旅立とうとしていた重富琢也会員がこんなことを教 えてくれた。当会が催した地方赴任者壮行会の場だ ったと思う。重富会員は、挨拶の機会に、当時の北 パブ所長から1年間の働きをべた褒めされた後なのに、 ほとんど自分語りはせず、「"public"(公共)という ことばは、ラテン語の "publicus" が語源なのだけど、 ローマでは『みんなのもの』ではなくて、『誰のもので もないもの』として理解されていた」という話をした。 素敵な話だと思った。

誰のものでもないから、誰かが好き勝手にしては いけない、コミュニティにとって大切な公共財。そ の公共財としての価値がパブリック事務所のどこに あるのか。

つながりの先にあるTherapy

東パブの野原郭利会員によれば、パブリックの専門 性は「つながること」にあるそうだ(「私たちの専門は、 つながり、支えること」本誌2022年4月号38頁)*1。 なるほど。それではつながって何をするのか。私の現 時点での理解は、Therapeutic (Problem Solving) な弁護 (advocacy) を提供することである。

Therapeutic Justice (治療的司法) は、刑事の 分野で、「犯罪者(対象者)の抱える問題を解決す ることによって再犯防止を目指そうとする介入的で 治療的な発想に基づくアプローチ」である(指宿信 「治療的司法と再犯防止 我が国の再犯防止施策の 展開と今後の課題 | 同監修『治療的司法の実践』(第

一法規, 2018) 326頁)。私たちの仕事は, 重層的 な問題に絡めとられて倦んでしまった方々が「回転 ドア | (マリカ・オーマツ (指宿信=吉井匡訳) 「ト ロントにおける問題解決型裁判所の概要:『治療的 司法』概念に基づく取り組み | 立命館法学2007年 4号201頁)を抜け出して、前に進むお手伝いをする ことにある。

私たちは、比較的大量にかつ継続的に高齢、障害、 貧困,外国ルーツ, gender/sexuality, 子どもの権 利にかかわる問題等が輻輳した困難案件を手掛けて いる。こうした事件では、表層的な問題に対応する だけだと生活上の困難が取り除けないことも多い。 当事者の意思決定を支援しつつも、潜在化している needsを炙り出し、地域資源と連携しながら、QOL を向上させる。パブリックには、そんな知識・技術が 蓄積され、構えが共有されている(ここでいう「構え」 は、empathyのことである。ブレイディみかこ『ぼく はイエローでホワイトで、ちょっとブルー』(新潮社、 2019) 73頁参照)。

3 Therapeuticな弁護の実践@多摩

さて、多摩パブリック法律事務所(多摩パブ)の 障害者刑事弁護について書くことが私に与えられた 題目である。

知的障害や精神障害、発達障害(またはこれらの 傾向)を持つ方の刑事事件は、たくさん受けてきた。 その中から自慢できるものをひとつだけ選ぶならば、 ある強盗致傷事件・窃盗事件を挙げたい。

依頼者は、万引きを発見され、逃げようとして保 安員に傷害を負わせた外国籍の方だった。当時はま だ多摩にいた東パブの長谷川翼会員に声をかけて、 一緒に弁護した(ちなみに、長谷川会員の刑事弁護

^{*1:} https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2022_04/p38-39.pdf

スキルの高さ、共感性の強さ、フットワークの軽さ、福祉的知見の明るさ、性格の良さには瞠目するものがある)。依頼者は、十分すぎるほどの収入・資産を有していながら、万引きを繰り返さずにはいられないという。私たちは、医師に窃盗症・摂食障害の診断・認知症の除外診断をしてもらった上で、精神科デイケアへの通所や多摩で活躍していた平林剛会員(弁護士・精神保健福祉士)の福祉的サポートを確保し、執行猶予判決を得た。

1年後、コロナ禍で通院も福祉面接も途絶えた時、 万引きの再犯が起きた。実刑となれば、在留資格を 失う。次はないという覚悟で、多摩地域の事件で何 度かお世話になった司法精神鑑定医に診てもらい、 本格的な責任能力鑑定を実施した。その結果は「窃 盗症が本件犯行に著しく強く影響した」というもの だった。この鑑定と並行して、多摩地域の更生保護 施設の職員だったソーシャルワーカーの橋本久美子 さんに依存症の回復施設や自助グループへのつなぎ、 家族面談を行ってもらった。前回の課題として残され た家族の問題に対してもある程度切り込んだ。こう した刑事弁護・医療・福祉の総力戦で、無事に再度 の執行猶予判決を獲得することができた。

依頼者の方は、弁護の過程で、家族に打ち明けられなかった悩みや不安を口にできるようになり、活き活きと元気になってきた。家庭に閉じこもっていた彼女が人と交流するようになった。「回転ドア」から一歩か二歩、足を出すことができた(が、その1年後また再犯の知らせを聞いた。回復の道のりは長い)。

このエピソードを紹介しても、クレプトマニア弁護 としてはありふれたものではないかと思われるかもし れない。それはたしかにそうである。それでも、この 弁護実践は、多摩地域で得た医療・福祉関係者の つながりなくして、あり得なかった。多摩パブが標榜 する地域連携が活きた事例である。



筆者が International Congress of Law and Mental health, 2022 で治療的司法の実践を報告するために滞在したリヨンのパブリックアート「カニュの壁」。街の変化に応じて、壁絵も変化し続けている。公設事務所も、弁護士業界の変化に応じて形を変えながらも、残される公共財になりたい。

この他にも多摩のあちらこちらに相談し、手伝ってもらって、Therapeuticな弁護を実践した例は枚挙に暇がない。しかし、紙幅が尽きたので、またの機会に譲る。

4 拡がるTherapyの環

多摩パブでは、所員のほぼ全員が触法障害者の刑事弁護対応名簿に登載されている。所長の西畠正会員が代表者を務める一般社団法人多摩地域の触法障がい者支援ネットワークによる事例検討会が定期的に開かれ、弁護士や福祉関係者、保護・矯正関係者相互の知恵と経験の交換の場がつくられている。所員の一部有志が核となって立ち上げた「チーム魁!!」は、八王子市内にある更生保護施設紫翠苑・自愛会に毎月出かけて、刑余者の相談に乗り、支援にあたっている。多摩パブをひとつの中心として、Therapeuticな取り組みの環が拡がってきた。まだまだ多摩地域は広い。この環はこれからも拡がっていく。